

令和7年度奨学金 ひたちなか市奨学生募集要項（緊急申請分）

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では、有為な人材を育成することを目的として、ひたちなか市奨学資金貸与条例に基づき、優良な生徒・学生で、かつ、家計が急変し修学が困難な方を対象に、奨学金の貸与を受ける奨学生を下記により募集します。

1 令和7年度奨学金について

令和7年4月に高等専門学校第4・5学年に在学している方、高等学校専攻科、専修学校専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）又は大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含み、大学院及び専門職大学院を除く。以下同じ。）に在学している方について、修学に要する学資その他の費用に充てるための資金を貸与します。

奨学金の額及び貸与時期・貸与期間

区分		奨学金の月額	貸与時期・貸与期間
高等専門学校（第4・5学年）		20,000 円	採用決定後の手続後に貸与を開始します。 貸与期間は、出願手続があった日が属する月から開始し、在学する学校の正規の修業年限以内です。
高等学校専攻科		30,000 円	
専修学校専門課程		30,000 円	
大学	国立及び公立	30,000 円	
	私立	40,000 円	

2 資格

奨学金の貸与を受けることができる方は、次の要件の全てに該当する方です。

- （1） 令和7年4月に、高等専門学校第4・5学年に在学している方、高等学校専攻科、専修学校専門課程又は大学に在学している方であること。
- （2） 次のいずれかの家計急変の事由により修学に要する学資その他の費用の支弁が困難であると認められること（所得基準があります。別紙「ひたちなか市奨学生所得基準（緊急申請分）」参照）。
ア 主たる家計支持者の収入が病気、事故、死亡又は失業等により減少した場合
イ 火災、風水害、震災等の災害により当市又は出願者の居住地が災害救助法等の適用を受け、かつ、著しい被害を受けた場合又はこれに準じる程度の被害を受けた場合
- （3） 保護者（出願者を現に監護するものをいいます。）が市内に住所を有している方であること。
- （4） 健康であり、人物・学業とも優れている方として在学する学校又は卒業した学校の長の推薦を受けた方（人物・学業・健康等が別紙「ひたちなか市奨学生推薦基準（緊急申請分）」の各項目に該当することです。）であること。

(注)

- ・ すでに入学準備金などの貸与を受けた方でも、申請することができます。
- ・ 奨学生として採用が決定された場合には、市内在住の方から連帯保証人を1人及び国内在住の方から保証人を1人（各々独立の生計を営む成年者1人ずつ）を要します。
- ・ 連帯保証人は、市税を滞納しておらず、債務を保証できる所得のある方とします。なお、採用決定後、市税の納税証明書等を提出していただきます。
- ・ 他の団体による「奨学資金」の貸与を受けている方は、原則として本市奨学生にはなりません。

3 出願手続

緊急申請については、随時受け付けています。手続の流れは、次のとおりです。

- (1) ひたちなか市教育委員会事務局総務課（市役所本庁第3分庁舎2階）までご相談ください。
家計の状況等を聞き取り、資格や準備していただく書類などを確認します。
- (2) 奨学生願書及び奨学生推薦調書の作成・他の書類の準備
- (3) 書類の提出
土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに、必要書類を揃えて、教育委員会事務局総務課まで持参してください。
午後0時から午後1時までの間に来庁される場合は、事前にご連絡ください。
- (4) 採否の決定・出願者本人への通知
事務局の審査を経て採否を決定し、出願者本人に通知します。
- (5) 誓約書、連帯保証人に係る市税の納税証明書等の提出（採用決定の通知を受けた方のみ）
提出完了後、貸与を開始します。

4 提出書類

奨学生願書及び奨学生推薦調書の用紙は、教育委員会事務局総務課において配布するほか、ひたちなか市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 奨学生願書
出願者が作成してください。
収入減少の経緯・現状、災害による被害について、奨学生願書の裏面に詳細に記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入してください。
- (2) 奨学生推薦調書
在学している学校又は卒業した学校に作成（記入）を依頼してください。別紙「ひたちなか市奨学生推薦基準」（緊急申請分）参照。
なお、作成に時間を要する場合もあることに注意してください。
- (3) 在学証明書又は学生証の写し（令和7年4月に在学している学校のもの）
次のいずれかに該当する就学者の分を提出してください。
ア 出願者で第1学年の方
在学証明書

イ 生計を一にする世帯内の高校生以上の就学者（出願者を除く。）

在学証明書又は学生証の写し

- (4) 生計を一にする世帯全員の収入（給料等）の明細書等（収入減少前後のもの又は災害発生前後のもの）

収入減少後又は災害発生後の1か月当たりの収入の平均額などから、その後1年間に見込まれる収入の額を算定します。

収入減少後又は災害発生後の明細書等については、収入減少又は災害発生から出願の月までの分のものご用意ください。

- (5) (3)の在学証明書等のほか、別紙「ひたちなか市奨学生所得基準（緊急申請分）」の表3の特別控除を受ける場合に必要とする書類

- (6) 主たる家計支持者の収入減少・災害による被害の程度について確認することができる書類

修学に要する学資等の支弁が困難となった要因である「2 資格」の(2)ア又はイの家計急変の事由の内容を確認するために、次の家計急変の事由に応じた書類を提出していただきます（事前の相談により必要なものを確認します。）。

事由	書類
主たる家計支持者の収入が病気、事故、死亡又は失業等により減少した場合	①主たる家計支持者が死亡した場合 ・戸籍謄本 ・住民票（死亡日が記載されているもの） ②家計支持者の収入が失業等により減少した場合 ・解雇通知書 ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・破産手続開始通知書 ・日本政策金融公庫の特別貸付等の決定等の通知 ・信用保証協会のセーフティネット保証の決定等の通知 ・社会福祉協議会の総合支援資金の貸付けの通知 ・罹災証明書 など ③家計支持者が病気等により就労が困難な場合 ・医師の診断書 ・病気休職中であることを証する書類 ・その他就労が困難であることを証する書類 など
火災、風水害、震災等の災害により当市又は出願者の居住地が災害救助法等の適用を受け、かつ、著しい被害を受けた場合等	・罹災証明書 ・領収書、見積書その他被害の修繕等に要する費用がわかる書類 ・その他被害の程度を証する書類

(注) 上記の書類のほか、追加の書類の提出を求める場合があります。

5 奨学金の交付

奨学金は、原則として四半期ごと（4月、7月、10月、1月）に交付するものとし、口座に振り込みます。

奨学金を必要としなくなった場合には、届出により、貸与を中止することができます。

6 貸与期間中の手続

奨学金の貸与を受け、在学している期間中においては、毎年4月末日までに前年度の成績を証する書類を提出していただくほか、住所を変更した場合、連帯保証人を変更する場合など届出が必要な場合があります。

7 奨学資金の返還

（1） 返還期限

奨学金は、無利息で、学校の正規の修業年限が満了する日の翌月から6か月据置き後、10年以内に、年賦（年1回）・半年賦（年2回）・月賦（毎月）により返還していただきます。ただし、全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

※入学準備金と奨学金の貸与を併用した方は、貸与額を合算して返還していただきます。

（2） 返還猶予

進学、傷病、災害その他特別の理由により返還が困難な場合は、本人等の申請により、相当の期間、その返還を猶予することがあります。

（3） 返還免除

貸与を受けた方が、死亡又は心身障害のため労働能力を喪失した場合は、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

8 その他

ひたちなか市では、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、市内の対象職種や中小企業等において就業している方又は就業することが見込まれる方に対し、返還を行っている奨学金返還金の一部を補助する制度を実施しています。詳細につきましては、ひたちなか市ホームページ「ひたちなか市奨学金返還支援補助金について」のページ等をご参照ください。

9 問合せ先

〒312-8501

ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市教育委員会事務局総務課

TEL 029-273-0111 内線 7305